

ミツヒロニュース



立春です。今年節目となる「周年記念」を迎える企業は創業10周年～200周年企業を10年単位で集計を行った結果、全国に12万2,237社を数え、100周年は1,218社、200周年も2社あります。歴史の有る企業には、それなりの理念が有ると言われます。私達も確固たる企業理念を持ち、お客様と共に更なる飛躍を目指したいと思っております。
光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇確定申告の改正点
- ◇通勤定期や乗車券は、3月末までに購入しておこう
- ◇イザというとき慌てない
税務調査の基礎知識(23)
「春の税務調査対応」
- ◇「広島の社長.tv」のご案内
- ◇あとがき
縄跳び

確定申告の改正点

皆様もご存じの通り、所得税の確定申告の季節がやってきました。

所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税されて納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

今年は**2月17日(月)～3月17日(月)までが申告期間**となっていますので、早めの申告を心がけてください。

◇平成25年分確定申告の改正点

平成25年からの改正となった事項は、下記の通りとなります。

①特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除

特定中小企業者（認定経営革新等支援機関等による経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けた個人で青色申告書を提出する者）が、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、経営改善設備の取得等をして、指定事業の用に供した場合には、その取得価額の100分の30相当額の特別償却か取得価額の7%の特別税額控除（その年分の事業所得に係る所得税額の20%限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越し可能）との選択適用ができることとされました。

②債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税特例の創設

中小企業の取締役等である個人が法人の債務保証をしている場合に、その個人が有する資産（有価証券を除きます。）でその法人が使用又は収益を得るために使っているものを、一定の債務処理計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満た

(次頁へつづく)

しているときに限り、一定の手続きの下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しないこととされました。

- イ. その個人が、債務処理計画に基づき、その法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。
- ロ. その債務処理計画に基づいて行われたその法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その債務処理計画において見込まれていること。
- ハ. その法人が、その資産の贈与を受けた後に、その資産をその事業の用に供することがその債務処理計画において定められていること。

③復興特別所得税

東日本大震災に対する復興の財源確保として平成 25 年から平成 49 年までの間各年分の基準所得税額×2.1%が復興特別所得税として課税されます。

④給与所得控除の改正

給与等の収入金額が 1,500 万円を超える場合の給与所得控除額については、245 万円の上限が設けられました。

⑤退職所得課税の改正

勤続年数 5 年以下の法人役員等の退職所得(特定役員退職手当等)について、2 分の 1 課税を廃止します(平成 25 年 1 月 1 日以後支払われる退職金に適用)

※ 特定役員

- イ. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事及び清算人並びにこれら以外の者で一定のもの
- ロ. 国会議員・地方議会議員
- ハ. 国家公務員・地方公務員

※ 特定役員で勤続年数 5 年以下の場合の退職所得の計算方法
収入金額 - 退職所得控除額 = 退職所得金額 (1/2 しない)

⑥国外財産調書の提出制度創設

その年 12 月 31 日において、5 千万円を超える国外財産を所有している人は、その財産の種類、数量及び価額等を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに税務署長に提出しなければならないこととなりました。

※ 国外財産調書に対する措置

イ. 過少申告加算税等

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは、過少申告加算税等が 5%減額され逆に国外財産調書に記載がなかった場合には過少申告加算税等が 5%加算されます。

ロ. 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されます。

以上、①から⑥が平成 25 年分確定申告の主な改正点となっています。

大きな改正点はありませんが、高額給与をもらっている層と海外に財産を移転されている人をターゲットに、厳しい内容となっています。特に、海外財産調書の提出制度には罰則規定が設けられており、注意が必要です。



通勤定期や乗車券は、 3月末までに購入しておこう

Q

弊社は、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用して通勤する者に対して、所得税の非課税範囲内で合理的に算定した1ヶ月の定期代を通勤手当として給与に加算して支給しています。4月1日から消費税率が引き上げられますが、この所得税の非課税範囲は改正されますか？

A

鉄道やバスなどの公共交通機関を利用している従業員に対して、通常の給与に加算して支給する通勤手当などのうち、所得税が課税されない金額（非課税限度額）は下表のように決まっています。この非課税限度額は、消費税率が引き上げられることに伴い、法律自体は改正される予定がありません。

しかし、鉄道各社が消費税率引き上げに伴う運賃・料金改定の認可申請を平成25年12月に国土交通大臣へ提出しています。運賃等の値上げが実行された場合には、再度非課税限度額を計算しなおす必要があるでしょう。その結果、通勤手当として支給する1ヶ月の定期代が変更となる場合には、変更後の通勤手当を支給することになります。もし1ヶ月あたり10万円を超える場合には、非課税金額は10万円となります。通勤手当の申請（1ヶ月の定期代の申請）を従業員が行っている場合は、従業員から再申請してもらいましょう。

ところで消費税率は、原則として4月1日から8%が適用されます。しかし、3月31日までに購入した通勤定期代は、4月1日以後乗車可能なものであっても5%の消費税率が適用されます。これは通勤定期に限ったことではなく、旅客運賃全てについてこのような経過措置がとられます。そのため、4月1日以後に鉄道等に乗車する予定があり、事前に乗車券を購入できる場合であれば3月31日までに購入しておくといでしょう。

【通勤手当と所得税が課税されない範囲（公共交通機関を利用している場合）】

通勤方法	所得税が課税されない金額（非課税限度額）																	
公共交通機関だけを利用して通勤している場合	通勤のための運賃、時間、距離等に照らして、最も経済的かつ合理的な経路及び方法で通勤した場合の1ヶ月あたりの通勤定期券等（1ヶ月あたり10万円を超える場合には、10万円）																	
公共交通機関と自家用車（自転車）等を利用して通勤している場合	公共交通機関を利用する場合の1ヶ月あたりの通勤定期券等に自家用車等を利用して通勤する片道距離に応じて右表に当てはまる非課税限度額を加算した金額（合計額が1ヶ月あたり10万円を超える場合には、10万円）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>片道通勤距離</th> <th>非課税限度額（1ヶ月あたり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2km 未満</td> <td>（全額課税）</td> </tr> <tr> <td>2km 以上 10km 未満</td> <td>4,100円</td> </tr> <tr> <td>10km 以上 15km 未満</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>15km 以上 25km 未満</td> <td>11,300円</td> </tr> <tr> <td>25km 以上 35km 未満</td> <td>16,100円</td> </tr> <tr> <td>35km 以上 45km 未満</td> <td>20,900円</td> </tr> <tr> <td>45km 以上</td> <td>24,500円</td> </tr> </tbody> </table>	片道通勤距離	非課税限度額（1ヶ月あたり）	2km 未満	（全額課税）	2km 以上 10km 未満	4,100円	10km 以上 15km 未満	6,500円	15km 以上 25km 未満	11,300円	25km 以上 35km 未満	16,100円	35km 以上 45km 未満	20,900円	45km 以上	24,500円
		片道通勤距離	非課税限度額（1ヶ月あたり）															
		2km 未満	（全額課税）															
		2km 以上 10km 未満	4,100円															
		10km 以上 15km 未満	6,500円															
		15km 以上 25km 未満	11,300円															
		25km 以上 35km 未満	16,100円															
35km 以上 45km 未満	20,900円																	
45km 以上	24,500円																	



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ 23. 「春の税務調査対応」

春の税務調査の季節がやってきました。

そこで、今回は、『春の税務調査の対応』について、お話しします。

昨年の5月号でもお伝えしましたが、国税という組織は、1年の始まりを7月として、上期と下期に分かれており、税務調査も大きく2つの時期に分けて、7月～12月を上期「秋の調査」、1月～6月を下期「春の調査」としています。

たとえば、上期の11月に税務調査があったとします。調査の過程でいろいろな不明点や、税務署と納税者（顧問税理士）に見解の相違があった場合、税務調査は長引くことになり、上期に終わらなかった調査は、下期にまで延長することになります。

では、同じケースで下期の場合はどうなるのでしょうか。5月に税務調査があったとします。同じように長引いてしまっても、かなり特殊な事情がある場合を除いて、7月まで延びる税務調査はありません。

これは、次の3つの事情に起因しています。

- ・ 税務署の1年の締めが6月末であること
- ・ 担当調査官が転勤になるかもしれないこと
- ・ 転勤にならなくても担当から外れること

税務署の1年は6月に終了するため、税務調査を担当している調査官は、6月までに税務調査を締めなければなりません。また、税務署の職員は、7月上旬に転勤（異動）があり、誰が転勤になるのか事前に知らされていません。さらに、税務調査を担当している調査官には引継ぎがありません。

普通の会社であれば、転勤・異動になれば仕事の引継ぎを行うのですが、税務調査は俗人的な判断をとまなうことが多く、また実施している件数が多いため、6月から7月の年度をまたぐ調査であったとしても、引継ぎを行うことは無いのです。

ここまで書くと、気付く方も多いのですが、実は春の税務調査の方が対応は楽なのです。

秋の税務調査と違い、春の税務調査が延々と長引くことはありません。しかも、6月までに税務調査を終わらせたいのは、こちら（納税者）側の都合ではなく、調査官側の都合なのです。

時期によって、税務調査の交渉の仕方は変わります。

6月まで延びた税務調査であれば、圧倒的に有利になるといえるでしょう。

参考文献：

広島の前社長.tv (ティービー) WEB 番組のご案内

このたび、広島の志ある中小企業を紹介する日本最大の経営者ウェブ番組「広島の前社長.tv」で弊社代表取締役 光廣昌史が紹介されます。約8分の番組で、光廣がこれまで歩んできた人生や事業への想い、ビジョンなどを語っています。ぜひ、この機会に、普段垣間見ることのない光廣の熱い想いを感じてください。

URL / <http://hiroshima-president.net/>
(配信は、2月中旬からの予定です。)

あしがき

二重跳びが出来るようになりたい！という、姪っ子と一緒に縄跳びをした下田です。姪っ子に「何回跳べるん？」と聞かれ、徐々に挑戦したものの3回でアウト！かる～く50回は跳んでいたのに。「しんどいよ～」と言いながら、二人でひたすら跳び続け、遂に「やった～跳べた！」と嬉しそうに姪っ子の笑顔。昨日できなかった事が、今日は出来るようになる。その喜びで目の前の世界が違って見えるんだろうな～と、その瞬間に立ち会えた事がとても嬉しい出来事でした。とうことで、今年は体力アップを目指します。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp/>



産業競争力強化法は 1月 20日から施行

1. 生産性向上設備投資促進税制が適用開始

先端設備は最新モデルなどの資産が対象

ミツヒロニュース（平成 25 年 12 月号）で紹介した「生産性向上設備投資促進税制」について、平成 26 年 1 月 14 日、産業競争力強化法の施行日政令が閣議決定され、同法の施行日が平成 26 年 1 月 20 日に決定しました。対象設備である生産性向上設備等には、「先端設備」と「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」の 2 種類がありますが、このうち先端設備は最新モデル要件や、生産性向上要件などを満たすものが対象で、メーカー等が所属する工業会等の証明が必要です。

〈先端設備の対象設備〉

減価償却資産の種類	取得価額要件	最新モデル要件(注 1)	生産性向上要件	対象となるものの用途・細目
機械装置	1 台又は 1 基の取得価額が 160 万円以上	10 年以内に販売されたもの	生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上	(限定なし)
工 具	1 台又は 1 基の取得価額が 120 万円以上(注 2)	4 年以内に販売されたもの		ロール
器具備品 (木は、中小企業者等が取得等をするものに限る)		6 年以内に販売されたもの		イ 陳列棚及び陳列ケースのうち冷凍機付又は冷蔵機付のもの ロ 冷房用又は暖房用機器 ハ 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器 ニ 氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く） ホ 電子計算機（サーバー（ソフトウェア（OS）を同時に取得するものに限る）に限る） ヘ 試験又は測定機器
建 物	一の取得価額が 120 万円以上(注 2)	14 年以内に販売されたもの		断熱材及び断熱窓
建物付属設備			イ 電気設備（照明設備を含む）のうちその他のもの ロ 冷房、暖房、通風又はボイラー設備 ハ 昇降機設備 ニ ブラインド ホ 日射調整フィルム	
ソフトウェア (中小企業者等が取得等をするものに限る)	一の取得価額が 70 万円以上(注 2)	5 年以内に販売されたもの	(なし)	設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの

(注 1) 販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを含む。なお、機械装置のうち中小企業者等が取得等をするソフトウェア組込型機械装置については、10 年以内に販売が開始されたもので、最新モデルの一代前モデルも含める。

(注 2) 工具及び器具備品については 1 台又は 1 基が 30 万円以上で年間取得合計額が 120 万円以上のものを含み、建物付属設備については一の取得価額が 60 万円以上で年間取得合計額が 120 万円以上の物を含み、ソフトウェアについては一の取得価額が 30 万円以上で年間取得合計額が 70 万円以上のものを含む。

(注 3) 生産ラインやオペレーション改善に資する設備における取得価額要件は、先端設備の取得価額要件に準ずる。なお、構築物については、建物と同様とする。

平成 26 年 3 月決算法人など平成 26 年 4 月 1 日前終了事業年度で、平成 26 年 1 月 20 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に対象資産の取得等をした場合、平成 26 年 4 月 1 日を含む事業年度において、特別償却または税額控除が適用できることになっています。

2. 個人で所有されているゴルフ会員権で、含み損を持っている方へ

ミツヒロニュース（平成 25 年 12 月号特報）で紹介した、ゴルフ会員権等の売却損を損益通算できないことが決まりました。平成 26 年 4 月 1 日以後の売却については、損益通算ができませんので、それまでに売却等の検討をして頂ければと思います。詳しくは、弊社担当者までお問い合わせください。

※ただし、上記 1.2.については、平成 26 年度税制改正法案がまだ成立していませんので、適用には成立が条件となります。